

# めねっと北広島会則

## (名称)

第1条 この会は、「めねっと北広島」(以下「本会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 本会は、視覚に障害がある者とそうでない者が平等に会員となり、互いを尊重して活動することにより、ノーマライゼーションの理念の実践と普及を目的とするものである。(ノーマライゼーションの理念 … 人は誰もが生まれながらにしてその尊厳と権利において平等であり、お互いの理解によってそれを保障し、共に生きていくという考え方)

## (活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 視覚に障害がある人の社会参加推進
- (2) 視覚に障害がある人の健康推進
- (3) 視覚障害やその介助に関する情報提供及び研修会等の開催
- (4) その他目的を達成するために必要な活動
  1. 会員が共に楽しみになる場として、レクレーションや交流会等の実施をします。
  2. 会員が共に伝えたいことを、SNS やホームページ等

で伝達をしていきます。

3. 会員が自発的に自由に参加できることを大切にします。また、会員以外の参加も歓迎します。

#### (会員の資格)

第4条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1)会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。活動をわかりやすく円滑に行うために、視覚に障害がない会員をA(アシスト)組と呼ぶ。
- (2)賛助会員は、この会の目的・活動に賛同した者とする。

#### (入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(別添1)を役員または会長あてに提出し、会長の承認を得るものとする。

#### (会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。会費は別に定める。(別添2)

#### (退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができる。

- (1)本人と連絡が取れない、または死亡したとき

- (2)会費を2年以上納入しないとき
- (3)その他退会に相当する事項が認められるとき

(役員)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名(視覚に障害がある者)
- (2)副会長 3名
- (3)事務局長 1名
- (4)会計 1名
- (5)監査役 2名

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本会の会計事務を担当する。
- 5 監査役は、本会の会務及び会計の状況を監査し、総会報告する。

(役員の選任)

第10条 会長、副会長の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 事務局長は、会長が指名する。
- 3 会計は、会長が指名する。
- 4 監査役は、全会員の中から立候補及び推薦された者の中から総会で選出する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の解任)

第12条 役員が、本会の会則に違反又は会の目的に反する行為があったと認められるときは、総会の決議により、これを解任することができる。

(総会)

第13条 本会の総会は、正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1)活動報告及び活動計画並びに収支決算及び収支予算

(2)役員の選任及び解任

(3)その他本会の運営に関し重要な事項

(4)会則の改廃

(5)本会の解散

3 本会の総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長が指名する。

5 総会は、会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない活動の執行に関し、議決する。

(活動報告及び活動計画並びに収支決算及び収支予算)

第15条 役員会は、毎年度終了後1ヶ月以内に活動報告及び活動計画並びに収支決算並びに収支予算を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(活動年度及び会計年度)

第16条 この会の活動年度及び会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費その他をもって充てる。

(会則の変更)

第19条 この会則の改正は、会員がこれを発議し、総会を招集し、総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要

とする。

(その他)

第20条 この会則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、平成31年4月13日から施行する。

令和2年7月23日 改定

令和3年4月18日 改定

令和7年3月30日 改定

(別添1)

入会申込書

年 月 日

めねっと北広島 会長 山口 久美子様

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

フリガナ			
氏名			
住所	〒		
電話			
Eメール			
種別	ブラインド アシスト 賛助( 口)	性別	男女
職業	ニック ネーム		

※1 種別と性別は何れか一つを○で囲んでください。

※2 賛助会員の場合は口数をお書きください。1口あたり500円です。

※3 上記の内容が分かれば、メール等での申し込みも可能です。

## (別添2)

- 年会費は 1,000 円／年とします。
- 年会費は活動年度(4月から翌年3月まで)単位で徴収します。
- 賛助会員は、1口あたり 500 円とします。
- 同一世帯に複数の会員がいる場合、二人目以降の年会費を免除とします。